

青森県報

第四千三百八号

平成二十九年
六月七日
(水曜日)

目次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更…………… (税 務 課) …… 一
- 救急診療所の廃止…………… (医 療 薬 務 課) …… 一
- 救急診療所の設置…………… (同) …… 二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指
定の辞退…………… (保 健 衛 生 課) …… 二
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高 齢 福 祉 保 険 課) …… 二
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定…………… (同) …… 三
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… (同) …… 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律による自立支援医療機関の指定…………… (障 害 福 祉 課) …… 三
- 身体障害者福祉法による医師の指定…………… (同) …… 三
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…………… (同) …… 四
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所
支援事業の廃止の届出…………… (同) …… 四
- 建築基準法による指定確認検査機関の確認検査の業務を行
う事務所の所在地変更の届出…………… (建 築 住 宅 課) …… 四
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更…………… (会 計 管 理 課) …… 五
- 公 告
- 争議行為の通知の公表…………… (労 政 ・ 能 力 開 発 課) …… 五
- 林業用種苗生産事業者の登録…………… (林 政 課) …… 五

選挙管理委員会

○ 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができ
ない団体…………… (事 務 局) …… 六

告

示

青森県告示第四百二十七号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったた
で、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の
五前段の規定により告示する。

平成二十九年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| 区分 | 名 称 | 代表者の 氏 名 | 主たる事務所又は 事業所の所在地 | 変 更 年 月 日 |
|-----|-----------------|-------------|---------------------|--------------|
| 変更前 | 株式会社東北タン ク商会 | 北川 和也 | 青森市橋本一丁目六の三 | 平成 二九・四・一 |
| 変更後 | | 小田 康裕 | | |

青森県告示第四百二十八号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことに
より、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条
第一項に規定する救急診療所でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示
する。

平成二十九年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|----|---------------------|-----|-----------------|
| 名称 | はちのへハートセンター リニック | 所在地 | 八戸市大字田向字間ノ田六五の一 |
|----|---------------------|-----|-----------------|

青森県告示第四百二十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十九年六月七日

青森県知事 三村 申 吾

| | | | | | |
|----|---------------------|-----|-----------------|---------|--------------|
| 名称 | はちのへハートセンター リニック | 所在地 | 八戸市大字田向字間ノ田六五の一 | 認定の有効期限 | 平成三十二年五月三十一日 |
|----|---------------------|-----|-----------------|---------|--------------|

青森県告示第四百四十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十條第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一條第三号の規定により公表する。

平成二十九年六月七日

青森県知事 三村 申 吾

| | | | | |
|--------|-------|--------------------|------|-----------|
| 指定医の区分 | 氏名 | 主として指定難病の診断を行う医療機関 | 診療科目 | 指定辞退年月日 |
| 難病指定 | 中道 静郎 | 芙蓉会病院 | 内科 | 平成二六・三・三一 |

| | | | | | |
|------|-------|----------|--------------------|----|----------|
| 難病指定 | 和泉 宏彌 | 芙蓉会病院 | 青森市浪岡大字 字山吹九三の一 | 内科 | 二六・二〇・二三 |
| 難病指定 | 成田 和義 | 青森市立浪岡病院 | 青森市浪岡大字 浪岡字平野一八 | 内科 | 二五・三・三一 |

青森県告示第四百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十九年六月七日

青森県知事 三村 申 吾

| | | | | | |
|-------------|-----------|----------------|-----------|---------------------|----------|
| 指定居宅サービス事業者 | 名称又は氏名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 居宅サービスの種類 | 居宅サービス事業を行う所 | 指定年月日 |
| 株式会社ベアレント | 株式会社ベアレント | 弘前市大字城南四丁目三の〇 | 訪問介護 | 北津軽郡板柳町大字横沢字宮元一四六の六 | 平成二六・六・一 |
| 社会福祉法人三笠苑 | 社会福祉法人三笠苑 | 平川市館田西和田一九五 | 福祉用具貸与 | 平川市館田中前田三一の六 | 〃 |
| 社会福祉法人三笠苑 | 社会福祉法人三笠苑 | 平川市館田西和田一九五 | 特定福祉用具販売 | 平川市館田中前田三一の六 | 〃 |
| 株式会社白峰 | 株式会社白峰 | 弘前市大字相馬の三 | 訪問介護 | 南津軽郡大鰐町大字長峰字山辺 | 〃 |

青森県告示第四百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十九年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|-------------|-------------|-------------------|--|------------------|
| 指定居宅介護支援事業者 | | 居宅介護支援事業を行う事業所 | | 指 月 日 定 |
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 株式会社飛翔会 | 青森市妙見二丁目三の九 | ケアプランセン ターむくのき | 弘前市大字松原 東一丁目一の五 メゾン・アルカ デザイン一〇三号 室 | 平成 三・六・五 |

青森県告示第四百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十九年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|---------------|----------------|------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 指定介護予防サービス事業者 | | 介護予防サービスの種類 | | 指 年 月 日 定 |
| 名称又は氏名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 介護予防サービス事業を行う事業所 | 名 称 | |
| 株式会社ベアレント | 弘前市大字城南四丁目三の一〇 | 訪問介護 | ヘルパーステーション | 平成 三・六・一 |
| | | | 北津軽郡板柳町 大字横沢字宮元 一四六の六 | |

青森県告示第四百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十九年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|-----------|-------------|--------------|---------------|----------------------------|---|
| 社会福祉法人三笠苑 | 平川市館田西和田一九五 | 介護予防福祉用具貸与 | ゆあライフサポート | 平川市館田中前和ロイヤルハウス内 | 〃 |
| 社会福祉法人三笠苑 | 平川市館田西和田一九五 | 特定介護予防福祉用具販売 | ゆあライフサポート | 平川市館田中前和ロイヤルハウス内 | 〃 |
| 株式会社白峰 | 弘前市大字相馬の三 | 介護予防訪問介護 | ヘルパーステーションふうか | 南津軽郡大鰐町 大字長峰字山辺 九二の四 | 〃 |

青森県告示第四百四十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十九年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-----------|------------------|-----------------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 年 月 日 定 |
| 上磯調剤薬局三厩店 | 東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町六の三 | 平成 三・六・一 |

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|----|-----|----------|---------|------|------|
| 氏名 | 氏名 | | 勤務する病院等 | 診療科目 | 指月日定 |
| | 福士謙 | 三沢市立三沢病院 | | | |

青森県告示第四百四十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十九年六月七日

青森県知事 三村 申 吾

| | | | | | |
|--------------|----|------------|------------|-----------------|------|
| 指定障害児通所支援事業者 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 障害児通所支援事業を行う事業所 | 指月日定 |
| | | | | | |

青森県告示第四百四十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十四第二号の規定により公示する。

平成二十九年六月七日

青森県知事 三村 申 吾

| | | | | | |
|--------------|----|------------|------------|-----------------|-------|
| 指定障害児通所支援事業者 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 障害児通所支援事業を行う事業所 | 廃年月日止 |
| | | | | | |

青森県告示第四百四十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の二十一第二項の規定により、次のとおり指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月七日

青森県知事 三村 申 吾

| | | | | | |
|--------------------|----|----|-----------------|---|-----------------|
| 変更前 | 区分 | 名称 | 住所 | 確認検査の業務を行う事務所の所在地 | 変更年月日 |
| 株式会社 住宅セン ター | | | 青森市本町四丁目 五の五 | 一 青森県の区域におい て確認検査の業務を行 う事務所 青森市本町 四丁目五の五 二 青森市、弘前市、黒 石市、五所川原市、川 辺市、西津軽郡、中津 軽郡、南津軽郡及び北 津軽郡の区域において 確認検査の業務を行 う事務所 弘前市大 前三丁目三の六 三 八戸市、十和田市、 三戸市、弘前市、北 三沢市、下北郡及び 八戸市におおびき 八団地工業所 戸地工業所 | 平成二十九年 四月十八日 |

| | | | |
|--|----------------------|------------|-----------------|
| 二九一 平成 二九・五・三〇 | 登録 番号 年月 日録 | 氏名又 は名称 | 生産 事業者 |
| 合同会 社三戸 郡三戸 町大字 三戸三 丁目三 番三 | 住 所 | 住 所 | 生産 事業の 内容 |
| 三戸郡 三戸町 大字三 戸三丁 目三番 三 | 種 類 | 種 類 | 事 業 所 |
| 三戸郡 三戸町 大字三 戸三丁 目三番 三 | 穂 苗 | 穂 苗 | |
| 三戸郡 三戸町 大字三 戸三丁 目三番 三 | 木 名 | 木 名 | |
| 三戸郡 三戸町 大字三 戸三丁 目三番 三 | 称 所 | 称 所 | |
| 三戸郡 三戸町 大字三 戸三丁 目三番 三 | 在 地 | 在 地 | |

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十九年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年六月七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|----------------------------|
| 政治団体の 名称 | 代表者 氏名 | 会計責任 者氏名 | 主たる事務所の 所在地 |
| 金崎盛三後援会 | 山邊 義隆 | 金崎 盛三 | 上北郡六戸町大字犬落瀬字 堀切沢六〇の一〇五五 |
| 下山勝明後援会 | 笹森 日出喜 | 下山 隆 | 北津軽郡鶴田町大字大巻字 川瀬二一の一 |
| 白戸勝茂後援会 | 松橋 伊佐美 | 木村 幸子 | つがる市豊富町屏風山一 の三八 |
| つしま孝将後援会 | 根森 隆雄 | 對馬 敏文 | 三戸郡五戸町大字扇田字西 ノ沢九の一八 |

| | | |
|----------------|--------|--------------------------|
| 浜谷きょういち後 援会 | 丸山 順三 | 東津軽郡外ヶ浜町字三厩算 用師右平野四の一 |
| 未来経済研究会 | 對馬 孝将 | 三戸郡五戸町大字扇田字西 ノ沢九の一八 |
| | 中川原 賢治 | |

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭